

厚生労働大臣が定める状態等

特掲診療料の施設基準等別表第八に掲げる状態等

1

- ・在宅悪性腫瘍患者指導管理または在宅気管切開患者指導管理を受けている状態
- ・気管カニューレまたは留置カテーテルを使用している状態

2

- ・在宅自己腹膜灌流指導管理
- ・在宅血液透析指導管理
- ・在宅酸素療法指導管理
- ・在宅中心静脈栄養法指導管理
- ・在宅成分栄養経管栄養法指導管理
- ・在宅自己導尿指導管理
- ・在宅人工呼吸指導管理
- ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理
- ・在宅自己疼痛管理指導管理
- ・在宅肺高血圧症患者指導管理

以上の指導管理を受けている状態にある利用者

3 人工肛門または人工膀胱を設置している状態にある利用者

4 真皮を越える褥瘡の状態にある者

5 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

※ 介護保険の場合、長時間訪問看護加算などの要件となる「厚生労働大臣が定める状態等」では、
2のうち「在宅人工呼吸指導管理」が対象外となりますのでご注意ください。
5は「点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態」です。